

茨城工業高等専門学校		開講年度	平成30年度 (2018年度)		授業科目	現代の社会 I	
科目基礎情報							
科目番号	0011		科目区分		一般 / 選択		
授業形態	講義		単位の種別と単位数		学修単位II: 2		
開設学科	電気電子システム工学科(2016年度以前入学生)		対象学年		4		
開設期	通年		週時間数		前期:1 後期:1		
教科書/教材	模範小六法 2 0 1 8 平成 3 0 年版 (三省堂)						
担当教員	谷田部 亘						
到達目標							
社会に出てから役立つ法律知識を習得する。身近なトラブルへの対処法を理解する。							
ルーブリック							
		理想的な到達レベルの目安		標準的な到達レベルの目安		未到達レベルの目安	
法律と社会の成り立ち		法律と社会の成り立ちについて正しく説明出来る		法律と社会の成り立ちについて正しく理解出来ている		法律と社会の成り立ちについて正しく理解出来ていない	
社会人として最低限身につけなければならない法律知識		社会人として最低限身につけなければならない法律知識を正しく説明出来る		社会人として最低限身につけなければならない法律知識を正しく習得出来ている		社会人として最低限身につけなければならない法律知識を正しく習得出来ていない	
学科の到達目標項目との関係							
学習・教育到達度目標 (E)(ト)							
教育方法等							
概要		売買、雇用、離婚といった市民生活に密接に関わる法分野（私法）について、法律の仕組みや紛争解決制度を概観する。裁判例などの事例を紹介しながら、法律が実社会でどのように機能しているのかを検討する。					
授業の進め方・方法		成績の評価は定期試験の成績で行い、平均の成績が60点以上の者を合格とする。					
注意点		法律の知識はいざという時に自分を守る武器になります。難しいと思われがちですが、弁護士として取り扱った事例なども紹介しながら、法律の世界を分かりやすく伝えていきたいと思っています。					
授業計画							
		週	授業内容		週ごとの到達目標		
前期	1stQ	1週	法律		法律とは何か 社会における法律の役割		
		2週	契約		契約とは何か 契約の要件・効果		
		3週	民法①（総則）		民法の基本原則		
		4週	民法②（物権）		所有権を中心とした物権の意義		
		5週	民法③（担保物権）		担保物件とは何か		
		6週	復習				
		7週	中間試験				
		8週	中間試験の解答と解説				
	2ndQ	9週	民法④（債権総論）		債権とは何か 債権の効力		
		10週	民法⑤（債権各論）		各種契約の意義・特徴		
		11週	民法⑥（不法行為）		不法行為と損害賠償		
		12週	民法⑦（親権・相続）		離婚・相続等の家庭法の基礎		
		13週	事例検討		民法に関する裁判例の紹介と検討		
		14週	復習				
		15週	期末試験				
		16週	期末試験の解答と解説				
後期	3rdQ	1週	商法・会社法①		商法の意義・特徴		
		2週	商法・会社法②		会社制度の概要 株式会社とは何か		
		3週	消費者法		消費者保護制度の概要		
		4週	労働法		労働法の基本的知識		
		5週	事例検討		裁判例の紹介と検討		
		6週	復習				
		7週	中間試験				
		8週	中間試験の解答と解説				
	4thQ	9週	民事訴訟法①		裁判とは何か 裁判はどのように行われるか		
		10週	民事訴訟法②		民事訴訟の基本原則		
		11週	民事訴訟法③		強制執行・保全の基本的知識		
		12週	倒産法		破産法・民事再生法等の倒産制度の概要		
		13週	事例検討		裁判例の紹介と検討		
		14週	復習				
		15週	期末試験				
		16週	期末試験の解答と解説				
評価割合							

	試験	発表	相互評価	態度	ポートフォリオ	その他	合計
総合評価割合	100	0	0	0	0	0	100
基礎的能力	100	0	0	0	0	0	100
専門的能力	0	0	0	0	0	0	0
分野横断的能力	0	0	0	0	0	0	0